平成２９年（フ）第５２１号
東京都東大和市新堀３丁目15番地の６第２幸伸ハイツ103号
債務者　三森　良三
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２４０号
神奈川県鎌倉市岩瀬820番地
債務者　秋元　香織
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６７号
横浜市港南区港南台２丁目２番９―605号
債務者　三浦　早織
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３９号
横浜市戸塚区矢部町1684番地　第三河原ハイツ207号
債務者　三宅美代子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４５号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地２号棟514号室
債務者　島田　　強
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４６号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地２号棟514号室
債務者　島田　直子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２００号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目18番６―103号
債務者　多和田真信
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０１号
横浜市神奈川区白幡向町16番５号
債務者　堀田澤しのぶ
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第４９号
群馬県高崎市棟高町79番地４
破産者　有限会社タカラフーズ
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４７号
岩手県奥州市江刺区男石１丁目102番地５
破産者　有限会社新明通信
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第７１号
岩手県奥州市前沢区字沖田84番地１
破産者　有限会社アルファ工業
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１４９号
山形市高木10番地
破産者　千歳軽金属株式会社
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１６５号
名古屋市緑区野末町1509番地
破産者　株式会社サンエススチール
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６号
三重県松阪市五十鈴町49番地
破産者　奥林　利生
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４６３４号
大阪市西区阿波座１丁目11番20号
破産者　株式会社カンセイ
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７９号
大阪府枚方市招提北町３丁目2274―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市楠葉並木１丁目27番１号　サンルートビル１階
破産者　株式会社藤昭
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８号
三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目５番14号、前住所三重県鈴鹿市稲生町9436番地の42
破産者　廣出　　剛
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係